

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-10-24

なし

(発行年 / Year)

1910

乙
外務大臣
議密送第三號ヲ以テ御通報相成候儀本會
議ニ付シ候處現行條約ノ解釋ハ果シテ貴
大臣御解釋ノ通ニ可有之哉ハ姑ク舍キ改略
上從來ノ條約國臣民ニ民法第二條ノ規定ヲ
適用セサル必要有之候ハ、之ニ對スル例外
規定ヲ設ケ候義ハ差支有之間數條得共民法施
行法中ニ改正條約ノ實施ニ至ルマテ民法第
二條ヲ實施セサルコトヲ定ムルハ頗ル穩當
ヲ缺キ候様存候其故ハ民法ハ條約國臣民無
條約國臣民ニ通スル一般規定ヲ掲グルモノニ有
之然ルニ條約國臣民ニノ適用スヘキ改正條
約ノ實施マテ民法ノ規定ノ施行ヲ延期スルハ

理由ニ乏シキ所ニシテ殊ニ改正條約ハ各國別
個ニ締結セラレタルモノナルニ一般ノ規定ヲ
ル民法ノ規定ノ施行ヲ其條約ノ實施期ニ繫ラシム
ルハ頗ル其体裁ヲ失スル嫌アルカ為メニ御座
候又條約中ニ規定セサル私權ハ民法第二條ニ
所謂條約ニ禁止アル私權ナリト云フカ如キハ
全ク法文及ヒ條約ノ解釋ニ関スルモノニシテ
之ヲ法律ノ明文ニ規定スルハ甚タ其當ヲ得
サルモノナルニ付若シ右様ノ規定ヲ必要トセ
ハ特別ノ法律又ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムル方總
當ナラント致決議候間此段及御回答候也

明治三十年

月 日

法典調查會副總裁清浦奎吾

外務大臣伯爵大隈重信殿